事務局長　おはようございます。
総会の開会前にご報告がございます。
去る１２月４日に大曲地域の山崎長清推進委員がご逝去されました。繰り返します。１２月４日に大曲地域の山崎長清推進委員がご逝去されました。そこで皆様で黙祷を捧げご冥福をお祈りしたいと存じます。それではご起立ください。
黙祷。
ご着席ください。
改めまして、おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日、欠席の届け出が、２０番、小松伸一委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第６回大仙市農業委員会総会を開催いたします。　（午前１０時　開会）

事務局長　はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

事務局長　続きまして、前回１１月８日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております「第６回総会までの業務報告書」をご覧願います。
１１月８日に第５回農業委員会総会を委員２２名、推進委員３名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。終了後に役員会を開催しております。決定事項については、その他のところでご報告させていただきます。
１１月２９日から３０日に、令和５年度農業者年金加入推進セミナーと県選出国会議員要請集会、令和５年度全国農業委員会会長代表者集会が東京都で行われ、会長と私が出席しております。
１２月１日には、令和５年度県南地区農業委員会会長会視察研修が実施され、埼玉県宮代町の新しい村とさいたま市の有限会社若谷農園を視察しております。
その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。

事務局長　それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１2番、髙川吉昭委員、１3番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和５年１２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１ページ１番をご覧ください。
農地の所在は、大曲福見町〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇平方メートル、1筆です。売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、71歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、３０歳です。
申請理由につきまして、譲渡人の〇〇さんは、所有している宅地を不動産仲介業者に依頼し売却を希望しておりました。申請のあった農地はこの宅地の隣にあり、宅地購入者に一緒に買い受けてもらいたいという〇〇さんの意向を受け、今回〇〇さんが宅地と合わせて買い受けるものです。
売買価格は総額〇〇〇円、１０アール当りに割り返しますと〇〇〇円になります。
譲受人の〇〇さんは、現在、夫とともに〇〇〇のアパートに居住しておりますが、購入した宅地に新たに住宅を建築する予定で、完成次第転居し隣の申請地は家庭菜園として利用する予定です。

参　与　２ページ、３ページ４番をご覧ください。
農地の所在は、小貫高畑〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル外、田１９筆、畑１筆、計２１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、66歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、65歳です。
申請理由につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんはいとこであり、今までも〇〇さんの農地を〇〇さんが管理していました。〇〇〇〇〇〇〇〇さんは今後も秋田に戻る予定がないことから、今回、所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。

参　与　６ページから８ページ、１０番をご覧ください。関連がありますので合わせて説明します。
農地の所在は、北楢岡〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、外、畑１筆、田２９筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。無償移転の案件です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、73歳です。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、62歳です。譲渡人と譲受人は、いとこの関係になります。
申請理由につきましては、譲渡人の〇〇さんは現在１人暮らしをしています。以前より、自身には農業を行う後継者がいないことから生前に所有する農地を処分したいと考え、近くに住むいとこの〇〇さんに相談していたとのことでした。高齢となり、また、体調の悪化により改めて〇〇さんに贈与したい旨を伝え、今回申請があったものです。

参　与　１８ページ　２４番をご覧ください。
農地の所在は、大仙市板見内〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇平方メートル、

外、田１筆、畑１筆、合計３筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。贈与による所有権移転です。
　譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６２歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳です。
　理由といたしまして、譲受人の〇〇さんは、今年になり〇〇〇から転入した方ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇になります。〇〇さんの父親については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。以前から、会社を退職後は秋田に戻りたいと考えておりました。今回宅地とあわせて隣接している農地の購入について所有者の〇〇さんに相談したところ、農地の面積は小さいことから贈与で話がまとまったものです。〇〇さんからは、この３筆は畑として使用し、自家野菜を栽培したいと伺っております。営農計画書も提出頂いており記載内容を確認しています。

事務局長　議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました４件の外に、有償所有権移転８件、交換２件、無償所有権移転３件、賃貸借権設定の新規３件、使用貸借権設定の新規１件、更新７件がございます。
　２２ページから２４ページまでの農地法第３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。
　よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

渡邊敏雄委員　はい。（挙手あり）

議　長　渡邊委員。

渡邊敏雄委員　１７番、渡邊です。9ページ１２番についてですが、畑を購入される方の年齢が８６歳と高齢なので、何か特別な理由があると思いますのでご説明願います。

参　与　ご説明させていただきます。農地の所在は〇〇〇〇〇〇〇〇にある畑で、〇〇さんの所有する土地に隣接しております。２、３年前まで〇〇さんの母親が野菜などを作付けしておりましたが、現在９３歳と高齢のため作付け出来ない状態となっており、隣接地の所有者である〇〇さんがその畑の草刈り等をしてくれていたため、今回売買する形となりました。

議　長　渡邊委員、よろしいでしょうか。

渡邊敏雄委員　了解しました。ただ、このようなケースは今後説明案件にすべきだと思います。以上です。

議　長　他にございませんか。

議　長　質疑無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第２号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に

ついてを議題とします。

事務局長　議案第２号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和５年１２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　議案第２号案件１番を議題とします。
本案件は、〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　２５ページの１番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市内小友〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
売買価格は１０アール当たり〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円です。
申請理由として、当該農地は現在〇〇〇さんが自ら管理しておりますが、〇〇〇さんは以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、近隣を耕作する〇〇さんに相談したところ話がまとまり売買にいたったものです。
ただいま説明いたしました１番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　議案第２号案件２番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　２５ページの２番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市花館○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
売買価格は１０アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○円です。
申請理由として、当該農地は現在○○さんが自ら耕作しておりますが、○○さんの他の農地から少し離れた場所にあり以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、近隣を耕作する○○さんに相談したところ話がまとまり売買にいたったものです。
ただいま説明いたしました２番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　議案第２号案件２１番を議題とします。
本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　３４ページ２１番について説明いたします。
利用権を設定する農地は、北楢岡○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。利用権設定期間の満了に伴う更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、48歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４９歳です。
設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○円となっております。
ただいまご説明いたしました２１番につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　議案第２号案件２２番、２３番を議題とします。
本案件は、○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　３４ページ、２２番と２３番は関連がありますので一括でご説明します。
利用権を設定する農地は、長野○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。２２番は新規の利用権設定、２３番は期間満了に伴う更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○さん、66歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○、○○○○、○○○○さんです。
申出理由といたしまして、２３番の利用権設定の更新時期に合わせて２２番の作業受委託で耕作されていた農地を新たに賃貸借契約するものです。設定期間は、２２番が３年２ヶ月、２３番が３年で終期を合わせております。賃借料は、１０アール当たり○○円です。
２案件ともに、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　　議案第２号案件２４番から２７番までを議題とします。
本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　３５ページから３７ページ、２４番から２７番は関連がありますので一括でご説明します。
利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田１７筆、計１８筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。期間満了に伴う利用権設定の更新です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、70歳外１名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。

２４番と２６番の設定期間が３年で、１０アール当たりの賃借料は、○○○○○円、２５番と２７番の設定期間が５年で、10アール当たりの賃借料は○○○○○円です。

申請理由につきまして、設定期間及び賃借料に差が生じておりますが、これは２４番と２６番の農地について令和７年度採択予定の豊岡南部圃場整備計画の受益地内となっております。現在のところ、未整備地区で耕作条件が悪いため賃借料を低くしています。なお、今後中間管理事業を利用した利用権の設定をし新設される法人が耕作する予定となっているため、設定期間を短く調整しているものです。

この４案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○○委員の入場を求めます。

（○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第２号案件３番から２０番、２８番から１２０番までを議題とします。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２７ページの７番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市藤木○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積 ○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

申請理由として、当該農地は現在○○さんが借り受けて耕作しておりますが、○○さんは以前から農地を手放したいと考えておりました。そこで、○○さんに相談したところ話がまとまり売買にいたったものです。

売買価格は、総額○○○円。１０アール当りに割り返しますと、○○○○○○○円となります。売買価格が低く設定されておりますが、これは、水利等の条件が悪いことによるものです。

参　与　　２９ページから３０ページの１０番と１１番について、関連がありますので一括で説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○、地目は畑、面積○○○平方メートル、外、田１０筆、計１１筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○。○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○さんです。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳外１名です。

申請理由として、当該農地は現在○○○○○さんの遺族による相続放棄を受け、○○○○○が相続財産管理人として管理しております。農地の処分にあたり、仙北平野土地改良区から近隣を耕作する○○○○さんと○○○○さんを紹介され、両者と相談したところ話がまとまり売買にいたったものです。なお、１１番は秋田県農業公社の農地売買支援事業、１０年分割払い型を利用しての売買となります。

売買価格は、地目などの違いにより１０番が１０アール当たり○○○円、総額○○○○○○○円。１１番が１０アール当たり約○○○円、総額○○○○○○○○○円です。

参　与　　４７ページ４７番について説明いたします。

利用権を設定する農地は、北楢岡○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、外、田２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○さん、９２歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳です。

設定期間は５年、10アール当たりの賃借料は○○○○○円となっております。賃借料が低く設定されておりますが、用排水の状態が悪く、道路が狭いなど、耕作が不便であることから、この金額で合意したものであります。

参　与　　４８から４９ページ５０番についてご説明いたします。

農地の所在は、土川○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田９筆、計１０筆、合計面積は○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○さん、９０歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、６２歳です。

設定期間は１０年。賃借料は総額○○○○○○円で、10アール当たりに割り返しますと、約○○○○○円です。

申請理由といたしまして、○○さんが高齢により今後耕作することが難しくなったため、○○○さんに相談したところ応じてくれたものです。なお、賃借料が安く設定されておりますが、山間部にあり耕作条件が悪いことから、この価格となっております。

参　与　　９６ページから９９ページ１１７番、１１８番をご覧ください。関連がありますので合わせて説明いたします。

農地の所在は、協和船岡○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田３０筆、合計３１筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を利用した新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、81歳外１名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６３歳です。

設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○円です。

申請理由といたしましては、１１７番については、出し手の○○さんは高齢のため耕作が困難となり、借り受けしてくれる方を探していたところ○○さんが応じてくれたものです。なお、○○さんは他市町村で長く農業経験のある方になります。昨年より船岡地区で本格的に営農を開始された方で、認定農業者の申請をされ、今月、認定されています。また、使用される農業機械につきましては近隣で離農された方から譲り受けたものを活用されており、今後経営規模を拡大していきたいと伺っています。１１８番については、出し手の○○○○さんは１１７番の農地の所有者の○○○○さんの息子さんで、併せて○○さんにお願いするものです。

事務局長　その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました７件の外に、所有権移転１５件、賃貸借権設定の新規３９件、更新４９件、使用貸借権設定の更新１件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、議案第３号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長　議案第３号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和５年１２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１００ページ１番と２番は関連がありますので一括でご説明します。
農地の所在は、鑓見内〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田６筆、計７筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地の所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、75歳です。農地中間管理事業における、借受人を変更する契約になります。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、61歳外１名です。
期間は前の契約の残期間で、1年1ヶ月になります。賃借料は、10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円で前の契約を引き継いでおります。
申請理由として、前の借受人の〇〇〇さんは〇〇〇〇さんが所有する全ての田を借り受けておりましたが、体調不良のため経営縮小を考えておりました。そのような理由からそれぞれの農地の近隣を耕作する方にお願いしたところ、これに応じてくれたものです。

参　与　続きまして、１０１ページ３番から１０７ページ７番は関連がありますので一括で

ご説明いたします。１０７ページには関連する法人一覧を記載しておりますのでご覧願います。
　農地の所在は、太田町三本扇○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田６６筆、畑３筆、計７０筆、合計面積○○○○○○○○○○平方メートルです。
　農地を所有されている方は、○○○○○○○○○、○○○○さん、７４歳外８名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さん外２法人です。農地中間管理機構を利用した、受け手の変更契約です。
　設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだもので、設定期間は、４年から８年５カ月、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○円から○○○○○○円となっています。
　申請理由といたしまして、現在太田南部地区ほ場整備事業が進められており太田地域三本扇地区の面工事が終了したことにより、ほ場整備を契機とした新設法人が今年１０月に設立されております。いずれの案件もこれまで中間管理事業により契約していた農地になりますが、前の借受人が新設法人の構成員となることから受け手を変更するものです。
　なお、今後の予定といたしまして、来年２月総会において農地中間管理機構を活用した契約が見込まれており、集積予定筆数および集積予定面積につきましては１０７ページに記載のとおりとなっています。

事務局長　議案第３号の７件について説明させていただきました。
　よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告についてを議題とします。

事務局長　報告第１号、農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
　下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和５年１２月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与　１０８ページをご覧ください。
　中仙地域のタカハシ畜産株式会社から報告がありました。詳細につきましては、１０９ページから１１１ページをご覧ください。記載内容等確認しましたが、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上報告といたします。

議　長　　本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

その他
（１）役員会での決定事項について
（２）新春懇談会について

議　長　　他に何かありませんか。

議　長　　無いようですので、以上をもちまして、第６回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

(午前１０時５６分　開会)